

平成29年1月16日（月）
国土交通省 関東地方整備局
千葉国道事務所

記者発表資料

道路協力団体に指定された「株式会社 ちば南房総」に 千葉国道事務所長より指定証を手交します。

～千葉県内で初めて道路協力団体が指定され活動がスタート～

千葉国道事務所では、国が管理する国道（直轄国道）について、道路協力団体制度^注が創設されて初めてとなる公募を11月から行い、平成28年12月27日付けで、千葉県内初めての「道路協力団体」として「株式会社 ちば南房総」が指定されました。

このたび、「株式会社 ちば南房総」代表者に、道路協力団体指定証を千葉国道事務所長より手交することとしましたので、お知らせします。

なお、申請のあった活動実施計画の概要は【別紙1】でご確認ください。

■日 時：平成29年1月18日（水） 11：00 より

■場 所：道の駅とみうら

<報道関係の皆様へ>

- 取材を希望される方は、事前に問い合わせ先までご連絡をお願いします。

注) 道路協力団体制度は、道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ることを目的とした制度で、平成28年4月に創設されました。制度の概要については、【別紙2】をご覧ください。制度の概要は、国土交通省の以下のHPでも確認ができます。

【道路協力団体HP】http://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/road_chiiki00000120.html

発表記者クラブ

竹芝記者クラブ、神奈川建設記者会、千葉県政記者会、南房総市記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 千葉国道事務所

電話 043-287-0311（代表）

副所長 おおの かずゆき 大野 一幸 管理第一課長 おかだ まさあき 岡田 雅昭

■道路協力団体 株式会社 ちば南房総 (千葉県南房総市)

【別紙1】

【取組概要】

- 国道127号の歩道、植栽帯の清掃・除草を実施
- イベントに関する広告等の掲示、物品販売等による収益活動を実施
- 事前通行規制区間における異常気象等に伴う通行規制時の情報提供を実施
- 大規模災害時の一時避難所としての提供及び食料提供・情報提供等



イベントに関する広告等の掲示、物品販売等

・事前通行規制区間等における異常気象等に伴う通行規制時の情報提供
 ・大規模災害時の一時避難所としての提供及び食料提供・情報提供等

道路協力団体 申請箇所

出典：国土地理院ホームページ
 ※「(株)ちば南房総」より

「道路協力団体制度」が創設されました。

1. 道路協力団体制度とは？

- 道路における身近な課題の解消や道路利用者のニーズへのきめ細やかな対応などの業務に自発的に取り組む民間団体等を支援するものです。
- 道路管理者と連携して業務を行う団体として法律上位置づけることにより、自発的な業務への取組を促進し、地域の実情に応じた道路管理の充実を図ろうとするものです。

2. 制度の特徴

- 業務を行うにあたり3. ②に挙げる物件等の道路占用が必要な場合、手続きが円滑・柔軟化されます。
- 道路空間を活用した収益活動が可能です。その収益は道路の管理に還元頂きます。

3. 道路協力団体の業務内容（道路法第 48 条の 21）

- ① 道路管理者に協力して、道路に関する工事又は道路の維持を行うこと。
(例：道路の清掃、花壇整備、歩道の段差解消のためにステップの設置等の軽易な工事)
- ② ①のほか、安全かつ円滑な道路の交通の確保又は道路の通行者若しくは利用者の利便の増進に資する工作物、物件又は施設であって、下記※に掲げるものの設置又は管理を行うこと。 ※道路法施行規則第 4 条の 2 0

- 1) 看板、標識、旗ざお、幕、アーチその他これらに類する物件または歩廊、雪よけ等で安全かつ円滑な道路の交通の確保に資するもの
(例：歩行者等の通行注意看板、案内板、街灯、歩廊)
 - 2) トンネル上、高架下等の自動車駐車場及び自転車駐車場
(例：小型モビリティ用駐車場、シェアサイクル駐輪場)
 - 3) 道路の路面に設ける自転車、原付、小型自動車等の駐車に要する器具
(例：シェアサイクル施設)
 - 4) 広告塔又は看板で良好な景観の形成又は風致の維持に寄与するもの
(例：掲示板)
 - 5) 標識又はベンチもしくはその上屋、街灯等
(例：歩行者休息スペースやバス停等のベンチ及び上屋、案内板、街灯)
 - 6) 食事施設、購買施設等
(例：オープンカフェ、マルシェ)
 - 7) 道路に関するイベントに係る広告塔、ベンチ、露店、看板、標識、アーチ等
(例：道路に関連したイベント開催に要する機材)
- ③ 道路の管理に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
(例：道路の不具合箇所、不法占用物件等の発見及び道路管理者への通報)
- ④ 道路の管理に関する調査研究を行うこと。
(例：交通量調査、道の駅の利用者ニーズ調査)
- ⑤ 道路の管理に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
(例：通勤・通学の安全確保に関する意見交換、占用許可制度に関する啓発活動、無電柱化等の施策に関するワークショップの開催)
- ⑥ ①～⑤に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

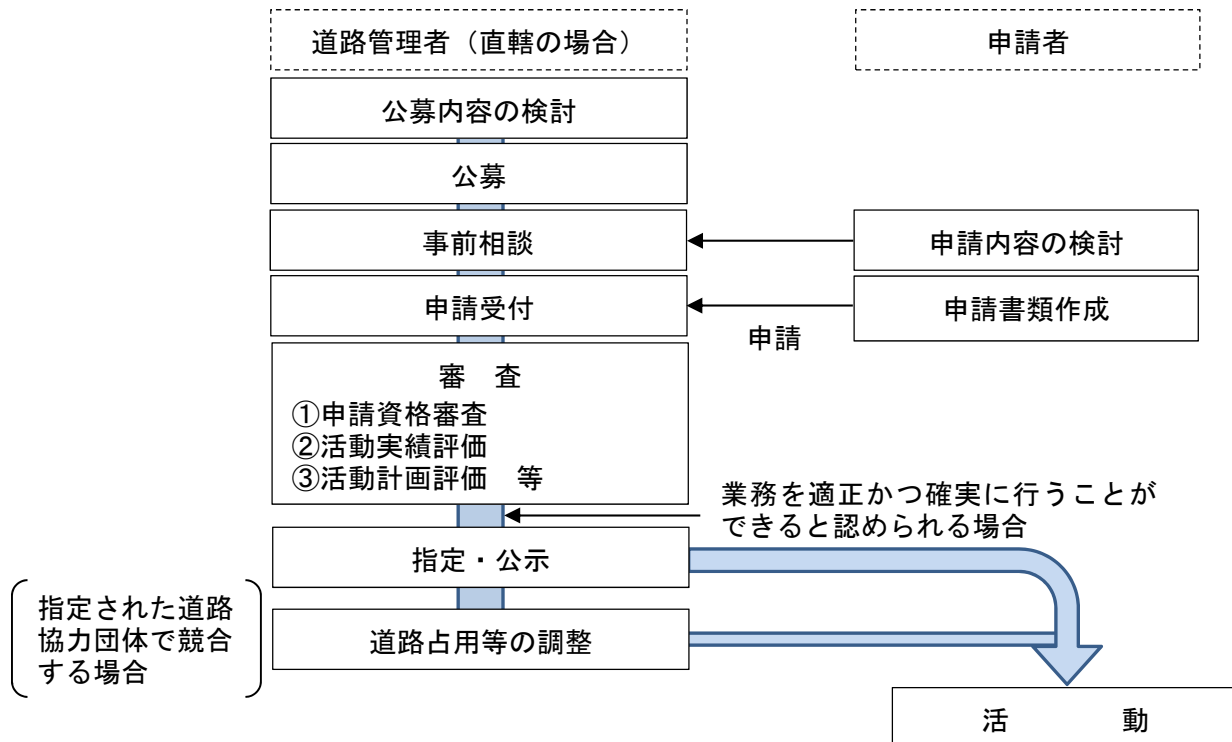
【道路協力団体の活動イメージ】



4. 指定までの主な流れ

※道路管理者により異なる場合がありますので、ご注意ください。

道路協力団体の指定を希望する法人等は、道路管理者に対して申請を行います。申請を受けた道路管理者は、道路協力団体としての業務を適切かつ確実に行うことができるかと認められる法人等であるか審査のうえ、道路協力団体に指定します。



問合せ先 関東地方整備局 道路部 道路計画第二課
 電話 048(601)3151(代表)
 関東地方整備局 道路協力団体制度 URL
http://www.ktr.mlit.go.jp/road/chiiki/road_chiiki00000120.html